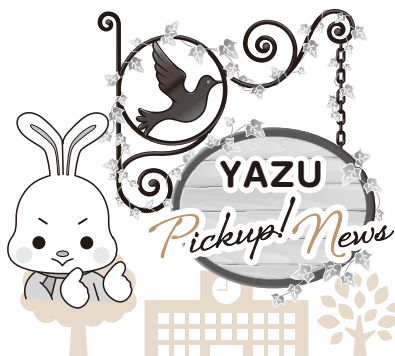




ピックアップ ニュース 町のいまを わかりやすくお届け!

町の最新情報や注目の取り組みをまとめてご紹介します。
「こんなことが始まったんだ!」がひと目でわかる、
まちの“今”をチェックできるコーナーです。

ページIDを
ご活用ください!

広報やずに掲載している情報
は、町ホームページでより
詳細な内容をご覧ください
ます。ホームページの「検索」
からページID検索窓に7桁
の数字を入力すると、目的の
ページにジャンプします。

第27回参议院議員通常選挙が行われます

任期満了に伴う第27回参议院議員通常選挙が、7月3日(木)公示、
7月20日(日)投票日(予定)で実施される見込みです。

私たちの暮らしをより良くするためにも、大切な一票を無駄にせず
投票しましょう。



投票できる方

今回投票できるのは、満18歳
以上(平成19年7月21日以前に
生まれた人)で、選挙人名簿に登
録されている方です。

登録者には、投票所入場券は
がきが郵送されます。投票日が
近付いても、この市町村からも
投票所入場券が届かないなど不
明なことがあれば、八頭町選挙管
理委員会(総務課内 ☎760201)
までご連絡ください。

投票は2種類行われます!

投票は選挙区と比例代表の2
種類で行います。選挙区選挙の
投票用紙(クリーム色)には、鳥取
県及び島根県選挙区の候補者氏
名を、比例代表選挙の投票用紙
(白色)には、参議員名簿登載者氏
名又は政党名を記入して投票し
てください。

当日投票所及び 投票時間について

当日投票所は「投票所入場券」
に記載しています。
また、投票時間は7:00～
19:00までです。

期日前投票のご案内

旅行や仕事などで当日投票できな
い方は、期日前投票をご利用ください。

期間/7月4日(金)～7月19日(土)

※7月20日が投票日の場合

時間/8:30～20:00

場所/本庁舎・船岡庁舎・八東庁舎
その他/事前に入場券の裏面「期
日前投票宣誓書」に記入してい
ただくとスムーズに投票できます。

代理・不在者・郵便投票の ご案内

○代理投票について

身体に障がいのある方など、自
分で投票用紙に記入することが
困難な場合は、投票所の事務従
事者に申し出てください。

○不在者投票について

県が指定する施設に限られま
す。詳しくは施設職員にお尋ねく
ださい。

○郵便投票について

身体に重度の障がいがある方
や介護を必要とされる方で、投票
所での投票が困難な場合、郵便
投票を行うことができます。八頭
町選挙管理委員会が交付する郵
便等投票証明書が必要となりま
す。なお、投票日の4日前までに
投票用紙等の請求手続きをして
ください。

入場券はお忘れなく

当日投票、期日前投票のいずれ
の場合も、投票に行かれるとき

は、投票所入場券(ハガキ)をご持
参ください。

なお、入場券を紛失された場
合でも投票はできます。

選挙公報について

選挙公報は、投票日の2日前ま
でに新聞折り込みで配布する予定
です。新聞を購読していない世帯
で選挙公報の配布を希望される
方には、ご自宅へ郵送しますので、
事前に選挙管理委員会までお申
し込みください。

また、役場各庁舎のほか、中央
公民館、船岡地区公民館、八東地
区公民館に備え付けます。

〈選挙公報を折り込む新聞〉

日本海、朝日、読売、毎日、産
経、山陰中央、日経

問い合わせ/八頭町選挙管理委
員会

(総務課内 ☎760201)

※公示日・投票日は変更にな
る場合があります。その場
合、選挙期日、期日前投票や
不在者投票の期間、投票がで
きる人などが変更となりま
すのでご注意ください。最新
情報は町ホームページなど
ご確認ください。

○第27回参議院議員通常選挙 当日投票所一覧

投票区	施設の名称	投票区域(集落)名称
第1投票区	上私都地区福祉施設	姫路、明辺、落岩、山志谷、麻生、福地、野町
第2投票区	中私都地区福祉施設	東市場、覚王寺、市場、上津黒、下津黒、別府、篠波
第3投票区	下私都地区福祉施設	奥山上、口山上、上峰寺、下峰寺、延命寺、上大坪、下大坪、山田、山路、花原
第4投票区	東郡家地区福祉施設	井古、稻荷、下坂、宝、若葉、堀越
第5投票区	中央公民館	奥谷、下門尾、70-1、門尾、宮谷、つつみヶ丘、カサこおげ、 ドミールこおげ、ひかりヶ丘、福本、賀茂町、郡家東1・2班
第6投票区	郡家体育館	郡家東3・4班、郡家中、郡家西、郡家北、南ヶ丘、天王木、さつきヶ丘、 すくも塚、さくら台、はなさき台、あおば台
第7投票区	国中活性化施設	池田、ヒルズさくら坂、久能寺、緑ヶ丘、万代寺、上万代寺、石田百井、 土師百井、土師百井二、米岡、国中一区、国中二区
第8投票区	子育て支援センター(大御門地区福祉施設)	西御門、市谷、郡家殿、花、大門
第9投票区	船岡地区公民館	下町、坂町上、坂町下、上町、下濃、坂田、丸山、薬師、破岩、新庄
第10投票区	旧隼小学校体育館	隼郡家、福井、隼福、見槻中、上野上、上野、西谷、見槻、志子部
第11投票区	済美地区福祉施設	船岡殿、水口、塩上
第12投票区	下野生活改善センター	下野、橋本、大江
第13投票区	安部地区福祉施設	上日下部、下日下部、安井宿、桜ヶ丘、新興寺、小別府
第14投票区	中央人権啓発センター(八東地区公民館)	東一、東二、才代一、才代二、才代団地、茂田、横田、竹市、鍛冶屋、 小畑団地、三山口、三浦、岩淵、佐崎、清徳、茂谷、奥野
第15投票区	男女共同参画センター(八東保健センター)	皆原、上徳丸、下徳丸、重枝、下南
第16投票区	八東体育文化センター	島、南団地、上南、中南、北山、細見、富枝、日田、用呂、稗谷、中、志谷

特定入所者介護サービス費(負担限度額認定)の基準額が変わります

令和7年8月から、介護保険施設を利用する際の食費や居住費の軽減制度(特定入所者介護サービス費)の基準額が変わります。
この制度は、介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)や短期入所サービスを利用する低所得の方を対象に、食費や居住費(滞在費)を軽減するものです。
軽減を受けるには申請が必要で、該当する方には「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。認定証の有効期限は、最初に迎える7月末までです。

認定を受けるための要件(3つすべてに該当する必要があります)

- ①本人および同じ世帯の全員が町民税非課税である
- ②配偶者も町民税非課税である(別世帯も含む)
- ③預貯金などの資産が基準以下である

○令和7年8月以降の食費・居住費(滞在費)の負担限度額(日額)

※1 令和7年7月までは80万円です。



利用者 負担段階	対象者	預貯金等基準	居住費(滞在費)				食費 (短期入所)
			ユニット型		従来型 個室	多床室	
			個室	個室の 多床室			
第1段階	生活保護を受給している方	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	町民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方	単身1,000万円 (夫婦2,000万円) 以下					
第2段階	町民税非課税世帯の方のうち、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万9千円※1以下の方	単身650万円 (夫婦1,650万円) 以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 (600円)
第3段階 ①	町民税非課税世帯の方のうち、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万9千円※1超120万円以下の方	単身550万円 (夫婦1,550万円) 以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 (1,000円)
第3段階 ②	町民税非課税世帯の方のうち、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方	単身500万円 (夫婦1,500万円) 以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 (1,300円)
第4段階	上記条件に該当しない方(町民税課税世帯など)		居住費等・食費については、施設が定めた金額をお支払いいただくことになります。				

1. 従来型個室の()内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額
2. 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)は上記にかかわらず、預貯金金額等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は支給対象外